



今 なぜ 教育基本法を

変えようとするのでしょうか？

浅井ゆき

政府は先の国会に教育基本法『改正』案を提出し、衆議院で特別委員会が設置され、審議が行われましたが、6月18日で会期が終了し、継続審議となりました。

なぜ今、教育基本法を『改正』しようとするのでしょうか。

政府の提案理由は、『我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、時代の要請にこたえる我が国の教育の基本を確立するため...』としていますが、これでは、なぜ今教育基本法を変えなければならないのかの納得できる説明になっていません。

教育をめぐる様々な問題があるのなら、その問題を明らかにし、その解決のために教育基本法のどこが不十分なのか、具体的な説明が必要です。

国会答弁で、小坂文科相は「教育基本法を変えたからといってすべてが解決するわけではない」と言っています。それならば、なぜ今『改正』なのか？

『改正』憲法のさきどり

2005年10月28日に、自民党が公表した『新憲法草案』を読んでいくと、教育基本法をなぜ『改正』しなければならないのかが見えてきます。長くなりますが、自民党の『新憲法草案』の前文の一部を引用します。

(前略)...日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民の福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。

日本国民は、正義と秩序を記帳とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う...(後略)

(下線：浅井)

昨年、松P研の例会として増田都子さんによる憲法についての模擬授業を行いました。その模擬授業で憲法第99条について、

国民は主権者。国を治める最終的なあり方を国民が憲法に書いたのです。これを守りなさいと天皇以下、首相や国会議員、裁判官、すべての公務員たちに与えたもの。その人たちに「あなたたちに権力を与えるから、この憲法を守らなくてはなりませんよ」「この憲法を守る限りにおいて、国民は従いますよ」ということと学びましたが、

自民党の『新憲法草案』は、そのような現在の憲法を180度転換させるものです。国民が主権者として権力を縛る現行憲法から、国民の責務を盛り込むことにより、権力を持つ政府が国民を縛るものへと大きく変質させようとするものです。

この自民党の『新憲法草案』の元に新たな教育基本法を作ろうとすれば、継続審議となった政府与党の教育基本法『改正』案となるでしょう。現行の憲法にのっとった教育基本法の『改正』ではなく、近い将来『改正』しようと目論む『新憲法』にのっとった新たな教育基本法を、憲法を変える前に、先どりして作ってしまおうという、それが今回の『改正』案だということです。

ですから、新憲法草案が国民を主権者から権力によって縛られる存在にと変質させるように、新しい教育基本法では、教育権をもつ子どもや大人たちが、政府が定める徳目に沿った人間になるよう縛られてしまう存在になってしまいます。

政府・与党の教育基本法『改正』案の次のような条文があります。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

国民の教育権を保障するために、国や自治体は何をしなければいけないかを定めた現行の教育基本法から、どんな国民に育てるかを国が決める教育基本法へと変えてしまおうとしているとしか思えません。

現在の教育が抱える課題を解決するために、教育基本法を変えるのではなく、自民党が望む国民を育てるために、自民党が望む日本という国の形を実現するために、教育基本法を新たに作ってしまおうとしているとしか思えません。

今回の政府・与党の教育基本法『改正』案は、憲法『改正』と一体のものというのは、まさにこのことをさすのだとつくづく感じました。

マスコミの報道は、教育基本法では『愛国心』の問題、憲法では9条の改悪と、そこだけに注目しているように思われますが、私は、憲法・教育基本法のありようが全体として大きく変えられてしまうということにもっと注意を払う必要があると、強く感じています。

もちろん憲法9条・愛国心がその象徴であることに違いはありませんが。

秋の臨時国会で、再び審議される教育基本法『改正』案。『改正』への動きをストップさせるために、今、私たちにできることをしていかなければなりません。夏から秋にかけて、ぜひ、いろいろな場所で、教育基本法・憲法について、考えていきましょう。

おすすめの本です
ぜひお手にとって見て
ください。



斎藤貴男著『ルポ 改憲潮流』(岩波新書)
この文章を書くきっかけとなった本です。
大内裕和・高橋哲哉共著
『教育基本法「改正」を問う』(白澤社)
6月8日緊急出版された本です。まだ読んでいません
が、上記の本と同様の趣旨で書かれているようです。

6月2日 教育基本法の改悪をとめよう！全国連絡会主催の 院内集会が開かれました

会場の衆議院議員会館会議室に入りきらないほどの市民の参加がありました(150名以上)。教育基本法改悪に反対の立場をとる国会議員から挨拶があった後、「教育基本法の改悪をとめよう！全国連絡会」の4人の呼びかけ人や教育法の専門家や依義文さんなどから、問題提起・報告などがありました。その一部をご紹介します。

【大内裕和さん】

政府案の各条文についての問題点を指摘しました。そのいくつかをご紹介します。

第二条(教育の目標)ここで、20の徳目をあげています。これは戦前の教育勅語より多い。そして、この徳目20は現行の学習指導要領「道徳」に書かれているものと同じです。それを基本法の条文に書き込むということは道徳の法定化に他なりません。戦前の「修身」と同じ位置づけです。このことは、他の教科もこの目標の達成のために行われるということになります。

現行の基本法第五条から、教員は全体の奉仕者という言葉が削られている。主権者から切り離され、教員は行政のエージェントになってしまう。基本法とは別に教員の免許更新制が検討されているがこのことも問題。

政府案第16条(教育行政)で、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」と書かれているが、教育の内容を法律で定めてしまうものであり、これでは国が不当な支配をすることになってしまう。公正かつ適正にとっても、国にとって公正かどうかということになってしまう。

【高橋哲哉さん】

1953年に行われた池田・ロバートソン会談、この意味が改めて浮かび上がってきます。この会談で、日米双方は日本の防衛努力を完全に実現する上で下記の4つの制約があるこ

ととともに認めました。

法律的制約...憲法 9 条

政治的・社会的制約...平和教育

経済的制約

実際の制約

その上で、「会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した。日本政府は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである。」とこの会談の覚書で結んでいます。

この会談の意図を背景にして、今の動きが出てきているのです。自民党の新憲法草案の前文もこの流れの先にあります。新憲法草案の原案には、『国を愛する国民の心でもって国を守る』という文言がありました。

公明党は、「国家主義にならないための歯止めをかけた」と言っていますが本当でしょうか。「国を愛する心」という言葉を「国を愛する態度」という言葉にとどめましたが、それで歯止めがかかったのでしょうか。

国旗・国歌法では態度で教師を処分しているのではないですか。

戦前の修身でも（満州事変の後の修身教育でも）、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と教えていました。愛国心と国際心は矛盾しないと教えられていました。「伝統と文化を育んできた国と郷土を愛する」と言っているのだから、統治機構を愛することにはならないと公明党は説明します。しかし、戦前も「統治機構を愛せよ」と言われてきたのでしょうか。「愛する家族のため、愛する友のため、命を捨てよ。永遠の祖国のため命を捨てよ。それがもっとも大きな愛」と、教えられてきたはずですよ。

栗栖元統幕議長は、「自衛隊は国の独立と平和を守る。その国とは、歴史・伝統と文化に基づく日本の国柄を意味するものであって、ここの国民を意味するものではない」と言っています。

統治機構をきちっと規定するのが法律の役割であり、統治機構である国がやってよいこと、してはいけないことをきちっと決めるべきです。それを統治機構ではなく、日本とか、国柄とか、そのような言葉を法律に載せるほうがもっと危ういことです。

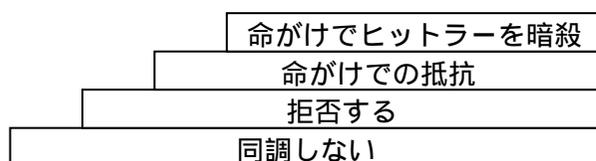
【三宅晶子さん】

今回の教育基本法「改正」案には、今まで入っていない条文が次々と入れられています。家庭教育、幼児教育から大学教育にいたるまで条文で定められ、すべてにわたって国が定めた教育目標を達成するように仕向けられます。

削除されたものは一つ。「男女共学」の条文。男女平等の理念を謳った唯一の条文です。そして、第 2 条教育目標 3 項に入れられ、愛国心へ向かって並べられています。

「心のノート」小学校中学年版には、「私たちには国を支える使命がある」という言葉が出てきます。国を愛する態度とは、国に従う態度を意味します。

ドイツの教科書に『ナチスへの抵抗の階段』というのが載っていますが、それはこういうものです。



↑ 段階があがればあがるほど、その行為は難しくなります。「同調しないこと」は比較的簡単にできること。「同調しないこと」を徹底すれば、次の段階へ行くことをとめられます。

次の段階に行かなくてすむよう、今「No! 」と言いましょ。

【西原博史さん】

法律家から見た政府案の問題点を述べたいと思います。

政府案はものすごくよくできている。2003年の中教審答申から3年かけて、官僚によって作られた。水も漏らさぬ出来具合。

政府案によれば、教育の目標は勉強ではなく、愛国心を育てること。学校教育の中心は道徳になる。そしてそれを教えるために読解力も使われる。

地域の協力連携の条文が入り、「愛国心を育てるために学校ががんばっているから、地域も協力せよ」となる。教育のためと言われると排除しにくい、協力を拒みにくい。教育への参加貢献度によって量られ、踏み絵を踏まされることが地域でも迫られる。そんなのむずかしいと言われるかもしれないが、今、地域と学校・警察の連携が全国各地で強化されている。ここが、今後地域教育の場になっていく。

このように、国民の精神の一元化のためのプログラミングが政府案には固く組み込まれている。

この法律ができてしまったら、異議を唱えることがとてもむずかしくなる。今、きちんと教育とは何かを考え、みんなで議論していかないといけない。

その他、日弁連の子供の権利委員会のメンバーである黒岩さんは、政府案第6条「教育を受けるものが学校生活を営む上で必要な規律を重んずる…」という条文に触れ、学校での管理が強化される危惧を述べました。また外国人の子どもたちの問題にも触れ、国連子どもの権利委員会が、「マイノリティの子どもたちが自国の文化を大切にできるような教育を」と日本政府に勧告していることを報告しました。

子どもと教科書全国ネット21の俵さんが、連日教育基本法特別委員会の審議を傍聴しているが、その審議の様子はまるで翼賛議会のようなだと報告しました。この様子をぜひ広く市民に知らせてほしいと。

様々な視点からの問題提起・報告があり、こうした話をいろいろな人にぜひ聞いてほしい。一緒に考えてほしいと強く感じました。

秋の国会までに、小規模でも教育基本法についての学習会を重ねていきたいと思います。

9月6日に常盤平地区教育懇談会主催の教育基本法学習会が開催されることになっていますが、松P研も共催団体になる予定です。詳細については次号でお知らせできるとと思います。